

財務省告示第九十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十八年二月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため
の法律及びその
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十七年法律第十九号）

三 振替法の適用等
第二条第一項及び財政融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札において定められた利率をその利率と

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

非 競 争 入

ハ

札 発 行 入

国 債 市 場

特 別 参 加

者 ・ 第 一

非 競 争 入 札 発 行 争

行 争 額

イ 入 札 発 行 争

六

イ

入 札 発 行 争

額 面 金 額

し、価格競争入札において募入
 の決定を受けた各申込みの募入
 の格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 格競争入札と同時に行われる入
 札であつて、財務大臣が各限
 市場特別参加者ごとに発行（以
 下「国債市場特別参加者」以
 下を定めるものによる発行）
 非価格競争入札発行」という。）
 も申込みのうち応募額を順次割
 り当てる。その応募額を案分
 割り当てる。各限債市場特別
 参加者ごとに各申込みの応募
 額を割り当てる。円面金額で一
 兆八千五百四億
 うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、額面金額で四千百
 三十億

		七 イ 払込金額					八 口					七 イ 払込金額					八 口													
者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	札 行 入	非 競 争 入	入 札 行 入	価 格 競 争	額	争 入 札 行 入	非 競 争 入	入 札 行 入	価 格 競 争	額	争 入 札 行 入	非 競 争 入	入 札 行 入	価 格 競 争	額	争 入 札 行 入	非 競 争 入	入 札 行 入	価 格 競 争	額								
		千 六 百 四 十 五 億 千 七 百 七 十 万 円	百 九 十 一 億 九 千 四 十 万 円	円 一 兆 八 千 百 四 十 四 億 五 千 十 五 万				六 百 四 十 六 億 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	九 十 二 億 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 百	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	七 千 六 百 十 万 円	て は 、 額 面 金 額 で 八 千 九 十 八 億	基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	特 別 計 法 第 五 条 ノ 二 の 規 定 に	六 千 六 十 五 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額 で 千	定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 千	特 別 計 法 第 十 一 条 第 一 項 の 規	七 百 九 十 五 万 円	は 、 額 面 金 額 で 九 百 二 十 億 四 千	き 、 額 面 金 額 で 千	法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に	の 公 債 の 発 行 の 特 例 等 に 関 す る	七 年 度 に お け る 財 政 運 営 の た め

の 払 込 み	の 経 過 利 子	利 率	発 行 札	競 争 入 札	加 者 ・ 第	場 特 別 参	び 国 債 市	札 発 行 及	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	十 一 日	十 一 日	九 八	振 替 単 位	最 低 面 金	行 入 札 競	争 入 札 競	非 価 格 競
------------------	-----------------------	--------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	--------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

五
万
円

振
替
法
の
規
定
に
よ
る
振
替
口
座
簿

の
記
載
又
は
記
録
に
よ
る
最
低
面
金

額
の
整
数
倍
の
金
額
に
よ
る
も
の
と

す
る
。

平
成
十
八
年
二
月
二
十
七
日

十 五 銭	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	格 十 四 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 十 九 円 九	十 額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九
-------------	---	--	--	--

(一) 年一〇パーセント

は、募入決定の通知を受けたる者

は、払込金額に追加した金額を次の算

式により算出した金額を第ニ

十号の規定する期日に払い込

むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{69}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

十五 第二期以後の利子
 十六 償還金額
 十七 償還金額
 十八 元利支
 十九 払場所参加

十四 初期利子

係る所得税が源泉徴収されるもの座に
 のとして振替口座簿中の口座に
 の記載又は記録されるものにつ
 ては、前記(一)の算式により算出
 た金額から当該金額に百分の二
 十を乗じた金額へただし、当該
 国債を発行時において取得する
 者が非居住者又は外国法人であ
 る場合には、前記(一)の算式に
 算出した金額に当該非居住者又
 は外国法人が適用を受ける所得
 税の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成十八年六月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{1.0}{2} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成二十二年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者

二十

者

达期日

平成十八年二月二十七日